

第1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	那覇市船揚場の工作物の設置等許可		
根拠法令及び条項	那覇市船揚場条例第7条		
審査基準	<input type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input checked="" type="checkbox"/> 無(根拠：第3条第2項第2号に該当)		
	公表 <input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】(※審査基準を公表する場合のみ記載すること。)		
審査基準 設定年月日	平成5年4月1日	審査基準 最終変更年月日	平成26年12月24日
標準処理期間	<input type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間( ) <input checked="" type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第2号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	平成5年4月1日	標準処理期間 最終変更年月日	平成26年12月24日
所管部署	経済観光部 商工農水課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。